

特約事項（契約の成立に議会の議決を要する案件用）

- 1 発注者は、受注者が、仮契約を締結した後、議会の議決を得て本契約となるまでの間に、福山市建設工事等指名除外基準要綱（１９９４年（平成６年）１１月１７日）に規定する指名除外等の措置を受けたときは、仮契約を解除することができる。
- 2 １を適用し仮契約を解除した場合、発注者は受注者の被った損害を賠償する責を負わないものとする。